

広 報

2010 年11月号

編集責任者 江村 公良
毛塚 博行

※ 「豊島区薬業三団体新春初顔合わせの集い」今年度は1月15日（土）に行います。

詳しくは、追ってご連絡いたします。

※ 12月のレセプト提出日は7日（火）です。

返戻を含む紙レセプト、猶予期間のフロッピーの提出はこの日にお願いします。

※ オンライン化後も、処方せん受付枚数、広域医療機関受付枚数の報告は継続してお願いしております。FAXでもよいのでよろしくお願いいたします。

都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

- 1) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインの一部改正
改正の概要は『保有個人データの開示等の求めについて、患者、利用者などの自由な求めを阻害しないため、医療・介護関係事業者において、開示等の求めに係わる理由の記載を求めたり、尋ねたりすることは不適切である。』ということが主なものです。その旨よろしくお願いいたします。
- 2) 「診療情報の提供などに関する指針」の一部改正について
薬局には直接にはあてはまらない事柄ですが、医歯科では薬剤師も含めた形で関係することなので、参考にしてください。
○患者自身が診療情報の開示を求める場合『患者等の自由な申し立てを阻害しないため、開示等の求めに係わる理由の記載を求めたり、尋ねたりすることは不適切である。』
○開示に要する費用を徴収することができる。その費用は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額とする。
- 3) 薬局の保険指定（医療機関との構造等の独立性の関係）の関して
近畿地区、九州地区など一部の地域で、医科と薬局が同一の建物に入る場合の保険指定の運用について、拡大解釈、誤解した運用が散見されているとの情報が相次いだことにより、日薬から厚生労働省担当課に照会したところ、基本的には従来通りとの回答がありました。すなわち、
《保険医療機関を経営する者が所有する土地または建物を薬局が賃借する場合であって、保険薬局の土地または建物が保険医療機関の土地または建物と分離しておらず、公道またはこれに準ずる道路等を介さずに専用道路などにより患者が行き来する形態のように、保険医療機関との『一体的な構造』『一体的な経営』に該当することが疑われると判断されるケース》は「薬局の保険指定は認められない。」ということになります。

4) 精製水の使用及び販売にあたって

このたび、東京都薬剤師会衛生試験所において、日局精製水、コンタクトレンズ用精製水、コンタクトレンズ用 0.9%食塩水の細菌検査をしたところ、飲用の基準よりも悪い結果のものが、東京都に情報提供したところであります。

日局精製水には細菌に関する規定がありません。またコンタクトレンズ用の製品は医薬品ではありません。したがって、その製品が、ただちに不良品とは言えませんが、消費者には、保存上の注意など指導を行うほうがよいと思われます。

1、未開封品についても高温、長期の保存は避ける

2、開封後は冷蔵庫に保存し、1ヶ月以内に使い切る。残りは処分する。

※当然ですが、調剤用に使用する精製水については、格段の留意を図ってください。

尚、医療用として流通している精製水4品は、同様の検査で、飲用基準をクリアしておりました。

5) 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 平成21年年報」

上記年報が公表されました。日本医療機能評価機構ホームページに掲載されております。

(<http://www.yakkyoku-hiyari.icqhc.or.jp/>)

インターネット環境のない方は事務局まで申し出ていただければコピーをお渡しします。

6) 東京都薬剤師会「後発医薬品比較サイト」バージョンアップのお知らせ

都薬ホームページよりご覧いただいております「後発医薬品比較サイト」がバージョンアップいたしました。ご覧になったことのない方はぜひご覧になってください。(別紙)

①含量規格違い及び類似する別剤形への変更に対応して、検索の範囲を指定できるよう改良しました。

②生物学的同等性試験グラフを表示しました。印刷も可能です。

7) 薬剤師の行政処分について

このたび、薬剤師の業務停止などの行政処分について一部公表されたのですが、そのなかで、道路交通法違反や、刑法違反によるもので、薬事法および関係法規違反ではない処分が含まれておりました。薬剤師の行政処分は、いかなる法律であっても罰金刑以上に処する場合はその対象になります。ことに皆様には、危険運転などの法律違反などされないようご忠告申し上げます。

8) 【再掲】都薬ホームページ上でのe-ラーニング講座の聴取期間延長について

東京都薬剤師会では会員の学習を支援する方法のひとつとして、インターネットによる研修を考慮中です。昨年より試験的に、『e-ラーニング』を運用しております。ご視聴いただき、アクセス数の動向の分析や、ご意見により、今後の都薬生涯学習システムの参考にさせていただきたい次第です。

当初はこの7月に終了予定でありましたが、更なる普及啓発が必要として、視聴期間を1年間延長することといたしました。

内容：都薬生涯学習特別委員会と協力くださるNPOが協議の上、1年間24講座を提供(2週間毎に1講座)

協力：特定非営利法人 医療教育研究所(IME)

方法：東京都薬剤師会ホームページの会員ページからログインする
インターネットによるe-ラーニング

期間：平成22年8月2日(月)より1年間(予定)

費用：無料 ※試験運用のため認定シールや修了証の発行はありません

9) 【再掲】「薬局・薬剤師の『年間カレンダー』」

日薬ホームページからのダウンロードとなります。

11月～1月のテーマは「感染症対策」（予定：11月上旬ホームページ掲載）。

保険部より

1) 保険証の事業所名の省略について

保険証に記載されております事業所名と所在地は、省略してよいと法律（施行規則）が変更されました。今後、ほとんどの保険者において、省略されると思われます。

2) マル乳、マル子の公費負担者番号がかわります

23区のマル乳・マル子の負担者番号は、各区、複数使用されておりましたが、それぞれ1つになり、それに伴い多数の方の負担者番号が変わることになりました。10月より既に行われており、情報が送れておりました。受付の際、レセコン入力の際、おきおつけください。

3) 大雨による被災者の保険証の取り扱いについて

鹿児島県の奄美市などにおける局地的大雨に被災し、被保険者証を提示できない患者様の取り扱いについてですが、以下の確認のうえ、受付をしてください。

氏名、生年月日

社保～事業所名 国保・後期～住所

東京ではあまり無いケースですが、親類宅に来ている場合もあるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

※ 保険関係の情報が必要な会員薬局さまは、

社団法人 豊島区薬剤師会 ホームページ 保険部グループページ

に詳細な資料がアップされております。

【保険部グループページへの登録のお誘い】

登録の際にメールアドレス、自ら決めたニックネームとパスワード、が必要となります。ご用意してから登録を開始してください。

①豊島区薬剤師会ホームページの会員専用ページに入ってください。

入り方は豊島区薬剤師会からの連絡事項に記載されております。

②保険部の項目の「Google グループ 豊島区薬剤師会 保険部」のアクセスのところをクリックしてください。

③初回は登録が必要です。「メンバーに申し込む」「オーナーに問い合わせる」

「グループにログイン」のいずれかをクリックしてください。

（登録完了後からは「グループにログイン」をクリック）

④情報登録をしてください。必須以外のところは記入しなくてかまいません。

⑤改めて、会員専用ページから、グループページに入ってください。このときには

「メンバーに申し込む」をクリックしてください。指示に従いすすんでください。

これで、作業は終了です。

⑥承認されるまで少し時間がかかる場合もございます。承認されしだいアクセス可能となります。

豊島区薬剤師会からの連絡事項

- 1) 豊島区薬業三団体新年初顔合わせのつどい（新年会）について
今年度は1月15日（土）に行います。詳しくは、追ってご連絡いたします。景品の当たるビンゴゲームなどもございます。ふるってご参加ください。
- 2) 豊島区薬剤師会ホームページをぜひご覧下さい
ホームページの内容が充実してきました。今後もより良いページを作りたいと思います。
（FAX や配布物などはいままで通りです。ご心配無く。）

ホームページアドレス <http://www.toyoyaku.jp/>

会員専用ページに入るには、パスワード toshima を使ってください。

学術部より

- 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ
- 12月の勉強会は下記要領にて行います
場所：池袋ステーションコンファレンス 12階 Room1
時間：19：45～21：30
内容：「インフルエンザ対策、ワクチンと抗ウイルス薬」
講師：財団法人神奈川警友会 けいゆう病院 小児科 菅谷 憲雄 先生
☆今回の勉強会は薬剤師研修センターの認定単位となります。

薬学生実習受入薬局関係

- 1) 実習費に係る消費税について
実習費につきましては、再三の要望実らず、昨年度と変わりなく、消費税の課税対象となります。その旨よろしく願います。

池袋あうる薬局より

12月～年始の輪番は以下の通りとなっております。出動よろしく願いいたします。

お願い ～輪番に入る 7日前までに、出動する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

12月	日 勤 9:00 ～ 16:30		準 夜 16:00 ～ 22:00	
4日(土)	▲	▲	▲	平和通り保健薬局
5日(日)	大澤第一薬局	くりさき薬局	十字堂薬局	千川薬局駅前店
11日(土)	▲	▲	▲	北池薬局
12日(日)	佐藤薬局	うずらやま薬局	十字堂薬局	佐藤薬局
18日(土)	▲	▲	▲	平和通り保健薬局
19日(日)	うずらやま薬局	くりさき薬局	佐藤薬局	まえた薬局
23日(木)	大澤第一薬局	北大塚薬局	メイプル薬局	佐藤薬局
25日(土)	▲	▲	▲	平和通り保健薬局
26日(日)	メイプル薬局	千川調剤薬局	北大塚薬局	千川薬局駅前店

長崎地区休日輪番薬局

12月	
5日(日)	チチブ薬局二丁目店
12日(日)	エンゼル薬局
19日(日)	チチブ薬局二丁目店
23日(木)	ホサカ薬局
26日(日)	カテイ堂薬局
29日(水)	ほてい薬局
30日(木)	カテイ堂薬局
31日(金)	高橋薬局

理事会報告

11月8日(月)午後8時より豊島薬業会館1階会議室にて理事会が開催されました。
 出席者：大澤会長 遠藤副会長 江村副会長 小杉副会長 毛塚常務理事 佐藤常務理事
 森常務理事 田崎常務理事 斉藤常務理事 黒須常務理事 田中理事 恩田理事
 鬼倉理事 元谷理事 日下理事 国岡理事 栗崎理事

記録係：高石

○前月分理事会議事録承認

○ 報告事項

- 1、都薬支部長会報告
- 2、健康展関連、公開講座の報告
- 3、「池袋あうる薬局運営委員会」報告
- 4、保険部報告
- 5、学術部報告
- 6、公益法人化対策報告
- 7、新年会の件
- 8、会員数報告

A会員 113名
 B会員 22名
 合計 135名

会員入会

小林 克容 (A) つばさ薬局 巣鴨1

会員変更

森崎 千寿 (A) →水谷 奈津子 (A) 雄飛堂薬局上池袋店 上池袋3

○審議事項

- 1、グーグルにかわる外部サーバーについて
- 2、公益法人化に関するソフト、スケジュールについて
- 3、職員年末賞与の件

○ 協議事項

- 1、連盟関係

管理センター報告

管理センター売上及び仕入

平成22年10月売上金額	¥5,555,441
平成22年10月仕入金額	¥4,875,877

保険部報告

広域病院処方せん受付状況報告

都立大塚		都立豊島		老人医療センター	
件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
2048	2235	41	42	78	87

池袋あうる薬局処方せん受付状況報告（10月）

休日夜間	235枚
その他	537枚

学術トピックス

『耐性菌生みにくい薬剤』

京都府立大学の宮崎准教授らの研究チームは、緑膿菌や黄色ブドウ球菌など院内感染の原因となる病原菌の働きを抑える薬剤を発見した。感染に必要な物質や感染後に作られる毒素等を減らす作用がある。新発見の薬剤は病原菌を殺さないで、菌が薬剤耐性を持ちにくい。院内感染の予防や感染後の発症抑制につながるとみられる。虫歯予防向けなどとしても実用化の道を探る。

病原菌に抗生物質を投与すると、遺伝子に変異するなどして、耐性を持つものが登場。複数の薬が効かない多剤耐性菌の感染が世界的に問題となっている。研究チームは今回の薬剤が様々な病原菌に幅広く使えるとみており、多剤耐性菌にも有効かを試す。

病原菌は、症状を悪化させる毒素を人体内などで作ったり、感染に必要な物質を作ったりする。研究チームは緑膿菌がこれらを作るスイッチ役となる化合物を合成するのを妨げる薬剤を複数発見した。うち2剤を試験管実験を行うと、毒素が通常の約1／20に減った。黄色ブドウ球菌と混ぜても減少。虫歯を招くミュータンス菌では、歯垢の原因物質が1／4になった。

いずれの病原菌も、殺さずに働きを抑えられたという。毒素生産などを抑える方法は研究されていたが、複数の病原菌に有効な薬剤はなかった。新発見の薬剤は、歯磨剤やガムなどに添加して虫歯の予防に、黄色ブドウ球菌の感染で悪化するアトピー性皮膚炎を抑えることもできるとみている。緑膿菌は免疫が弱った入院患者などに、肺炎を引き起こす場合がある。

日 経 H22・9・14

豊島区薬剤師会の活動（10月）

- 10／ 1（金）豊島区医歯薬協議会
- 10／ 2（土）東京都薬剤師会支部長会
災害対策会議
- 10／ 3（日）豊島区医歯薬ゴルフコンペ
- 10／ 5（火）がん対策推進会議
- 10／ 7（木）セーフコミュニティ会議
レセプト提出
豊島区薬剤師会理事会
- 10／10（日）～10／11（月）
日本薬剤師会学術大会
- 10／12（火）予算要望～豊島区長面談
- 10／14（木）薬学生実務実習～御開催セミナー
医師会研修会（日本医学協会講演会）
- 10／18（月）公害診療報酬審査会（池袋保健所）
- 10／19（火）豊島区薬剤師会正副会長会議
- 10／21（木）新入会予定薬局面接
豊島区薬剤師会学術勉強会
- 10／22（金）班長会
- 10／24（日）東京都薬剤師会在宅医療研修会
在宅医療連携推進会 服薬支援部会開催
- 10／26（火）区と健康展打合せ
池袋あうる薬局運営委員会
- 10／28（木）豊島区医歯薬合同研修会

管理センター取り扱いリスト追補

- * 新規取り扱い（過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む）
今回はありません

* 管理センターへの注文時および納品時に関するお願い

管理センターの業務の円滑化のために下記の事項を守って下さるようお願いします。

《注文時のお願い》

- ① 注文は専用の用紙を使用してください。
(お手元に無い場合は事務局まで連絡を頂ければ FAX またはメールにて送ります。
また、豊島区薬剤師会ホームページからのダウンロードも可能になりました。)
- ② 一枚での注文は 10 医薬品までとし、欄外への記載はしないでください。
(欄外への記載は読み間違いを起こす要因になります)
- ③ 一度使用した用紙を使用しての注文はしないでください。
(消し忘れによる注文の重複が起きたり、読み間違いの要因になります)

《納品時のお願い》

- ① 注文品の受け取り時には、すみやかに検品を行うようお願いします。
(「センター出庫品の返品・交換は、受取日（＝納品日）の翌開局日まで。」
となっております。)

以前からお願いしている事項ですので、お守り頂けない場合は改めて注文して頂くか出庫を見送らせて頂きます。

管理センターの円滑な作業と間違い防止のため、ご理解ご協力のほどお願い致します。

(管理センター所長 江村 公良)

- * 管理センターの取り扱い品リストをご希望の方は豊島区薬剤師会事務局までお申込ください。
(電子媒体の分は最新更新版をお渡しできます。)

E メール添付ファイルは無料。フロッピーディスク、紙のコピーは 500 円です。

尚、豊島区薬剤師会ホームページの会員ページから取り出すことも可能になりました。

- * 管理センターでは、会員様の要望の多いものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては下の要望書に記入し、毎月のレセプト提出時に事務局に提出してください。集計管理上、1 枚 1 品目とし、複数の場合はコピーしてお使いください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（きりとり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

医薬品管理センター取り扱い要望書

平成 年 月 日

薬局名 _____ 印 _____

以下の製品の取り扱いを要望します

製品名	規格